

都留市議会基本条例

逐条解説

平成25年6月

目 次

議会基本条例の構成

用語の解説	1
前文	2
第1章 総則（第1条）	3
第2章 議会及び議員の使命と活動原則(第2条―第4条)	3
第3章 市民と議会の関係(第5条)	6
第4章 市長などと議会の関係(第6条・第7条)	6
第5章 議会機能の強化(第8条―第15条)	8
第6章 広報・調査活動の充実(第16条―第19条)	11
第7章 会議の運営(第20条・第21条)	13
第8章 政治倫理(第22条)	13
第9章 最高規範と見直し手続(第23条・第24条)	14

【用語の解説】

◎ 二元代表制（前文）

首長(市長)と議会議員(市議会)は、それぞれ別の選挙によって選ばれ、それぞれが「執行機関・行政機関」と「議事機関」として、ともに住民を代表することになります。これを二元代表制といいます。

この制度のもとでは、首長、議会のそれぞれが住民を代表するものとして、相互に抑制と均衡による緊張関係を保つことで、議会は首長と対等な機関として行政運営の基本的な方針を議決し、その執行を監視・評価します。

この二元代表制は「大統領型」とも言われ、日本の内閣のように議員の中から総理大臣を選ぶ国会、すなわち、議会多数派の支持を受けて内閣が成立する「議院内閣制」と大きく異なるものです。

◎ 議事機関（前文、第19条）

条例の制定やその他の地方公共団体の行政運営の基本的事項について、審議し、決定する権能を有する地方公共団体の機関で、通常「議会」と言います。議会は、議会として執行は行わず、「議事機関」として議決し、意思決定することで地方公共団体の方向を決めていく意思を決定する機関です。

◎ 会派（第4条）

会派とは、議会内に結成される議員の同志的集まりですが、法律的な位置づけがあるわけではありません。ただ個々の議員がそれぞれに活動するよりも同一の理念のもと、集団で活動することで議会の役割がより発揮できると考えられます。都留市議会ではその有効性を認めて会派について規定をし、あわせて少数会派の意見を尊重する立場から第4項の規定を取り入れました。

◎ 執行機関（第6条）

市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び条例により設置された審査会等を執行機関とします。

◎ 議決事件（第8条の見出し）

議会が市の意思を決定するために議決する事項を「議決事件」といい、地方自治法には、条例の制定、改廃、予算の決定、決算の認定などが定められています。また、条例で任意に追加することができます。

前文

平成 12 年 4 月に施行された、いわゆる地方分権一括法による機関委任事務の原則廃止によって、地方自治体(以下「自治体」という。)は、自らの責任において自治体の事務を決定する裁量権が拡大された。また、これらの事務に対して議会の審議権、議決権、調査権が及ぶなど、その権限が強化された結果、議会の担うべき役割や責任も大きくなった。

このような中、地方議会がその責務を果たしていくためには、二元代表制の趣旨をふまえ、首長と相互の抑制と均衡を図りながら、自治体の自立に対応できる議会へと自らを改革していかなければならない。この自己変革に当たっては、議事機関たる議会はまず市民の多様な意見を代表できる合議機関としての特性を生かし、これまで以上に公平、公正な議会運営や開かれた議会づくりを推進しつつ市民の積極的な参加を求めていくことが必要である。

また、平成 20 年 12 月に、市民、議会及び市が共に考え、共に行動し共に創る市民自治の実現に向けた、まちづくりの最高規範である「都留市自治基本条例」が制定された。以上のような認識のもと、都留市議会は活発な議論を重んじる伝統と個々を尊重し合う民主的な政治風土を引き継ぐとともに、将来に向けた新たな価値の創造のため不断の努力を重ね、市民の負託に応えていくことを決意し、この条例を制定する。

【趣旨】 前文は、条例制定の由来・目的を明らかにして、条例がめざす理想を述べています。

【説明】

地方分権一括法で国と地方公共団体の役割分担が明かにされ、地方の自立性が求められる一方、それに伴って議会の権限も強化され責任が重くなりました。

ここで踏まえなければならないのは議会の「二元代表制」の自覚です。議会は、首長とは別の選挙で選ばれる議員で構成する、もう一つの代表機関です。議会はその責任を果たすために、従来から担ってきた執行機関に対する監視及び評価の機能のさらなる充実を図るとともに、政策立案及び政策提言を積極的に行なうことが求められています。前文のいう「自己変革」の意味するところです。

そのために欠かせないのは、市民参加と民主的な議会運営です。都留市議会は、これまでもその努力を重ね、模範的な議会運営をめざしてきましたが、これを時代の要請にふさわしくさらに発展させていく決意を述べています。

〔日本国憲法第 93 条第 2 項〕

地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、議会活動、議会運営の原則及び会議に関する基本的事項などを定め、議会の機能を強化するとともに、議員としての資質を高めることにより市民の負託に的確にこたえ、市政発展及び市民福祉向上に寄与することを目的とする。

【趣旨】 第1章第1条は、前文の内容を簡潔にまとめ、条例制定の目的を定式化したもので、条例全体の解釈・運用の指針となるものです。

第2章 議会及び議員の使命と活動原則

(議会の使命及び活動原則)

第2条 議会は、合議制の特性を生かし、民意を代表する議会活動を通じて市民の意見を集約し、市政に反映させ、適切な市政運営が行われているかを監視し、評価することを使命とする。

2 議会は、前項の使命を果たすために、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

(1) 市民及び地域の抱える多様な実情並びに市民の需要を的確に把握し、政策形成に迅速に反映できるよう協働の機会及び場の拡充に努める。

(2) 市民との協働で得られた民意のもと、議員間においても自由な討議を行い、必要となる政策提言、政策立案などによってその実現に努める。

(3) 議会の公正性及び透明性を確保し、市民の参画を促すため、原則としてすべての会議を公開し、開かれた議会をめざす。

(4) 議会は、議会運営に関し、市民に対して説明する責任を有する。

(5) 議会は、求めに応じて議案の審議に用いる資料を提供するなど、市民の傍聴意欲を高める議会運営を行う。

【趣旨】 第2章は、前文と第1条が述べた目的を受けて、議会と議員の使命と活動原則を明らかにしたものです。そのうち第2条は議会について規定しています。

【説明】

第1項で議会の使命を記しています。「合議制の特性を生かし」というのは、議会は論議を尽くしてこそ力を発揮できるという意味です。そのことと民意を代表する議会活動があいまって、市政を動かし、市政の監視、評価が的確に出来るということを述べています。

第2項では、そのための具体的な活動原則を記しています。大切なのは、主権は市民にあり議会がその負託に的確にこたえなければならないという原則です。その立場から、(1)民意の把握と政策形成の努力、(2)議員間の討議によって政策提言・立案につなげる、(3)市民参画のために開かれた議会をめざす、(4)決定の経過を明らかにするために議会運営について説明責任を果たす、

(5) そのために市民の議会傍聴の意欲を高める議会運営を行うことなどを具体化しています。

(議員の使命及び活動原則)

第3条 議員は、市民からの負託に応え、市全体を見据え、市政の課題を把握し、市民の多様な政策提言並びに意見及び要求を行政に反映させることを使命として活動する。

2 議員は、前項の使命を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

(1) 特別の事由がある場合を除いて、議会の会議への出席など、議会活動をすべてに優先する。

(2) 議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを認識し、議員間の自由な討議を重んじる。

(3) 議会活動について、市民に説明責任を果たす。

(4) 議会の構成員として、常に自己研鑽に努め、資質の向上を図り、市民全体の福祉の向上のために活動する。

3 山梨県後期高齢者医療広域連合議会議員、山梨県東部広域連合議会議員及び大月都留広域事務組合議会議員に選出された議員は、全員協議会において原則年1回、それぞれの団体と議会の概要について報告するものとする。

4 各特別委員会の委員長は、必要に応じて、全員協議会において特別委員会の活動概要について報告するものとする。

【趣旨】 第3条では、前条の議会の使命を遂行する上でその構成員として活動する議員がどういう原則に基づいて活動するかを記しています。

【説明】

第1項は、広い視野に基づく課題の把握、市民の多様な提言などを行政に反映させるという使命を明らかにしています。

第2項では、その使命に基づく議員の努力義務が記されています。(1)必要な会議への出席義務、(2)議員間の自由な討議の重視、(3)市民に対する説明責任、(4)議員としての資質の向上の努力、などです。

第3項では、特別地方公共団体の議会に選出された議員の都留市議会への活動報告と特別委員会の活動報告について記されています。都留市議会が関与する特別地方公共団体は三つ(※注1)ですが、山梨県後期高齢者医療広域連合議会議員は1名、山梨県東部広域連合議会議員と大月都留広域事務組合議会議員は各5名が都留市議会から選出されています。

第4項の特別委員会(※注2)は、予算・決算特別委員会のほか、六つあります。

※注1

➤ **山梨県後期高齢者医療広域連合** 後期高齢者医療を所管する広域連合で、県下27市町村で構成されています。議会も27市町村議会から各1名が選出され

ています。

- ▶ **山梨県東部広域連合** 県東部の3市3村で構成され、介護保険の認定審査と養護老人ホーム「大鶴楽生園」の運営、情報公開その他の業務を所管しています。議員は3市から各5名、3村から各1名、計18名で構成されています。
- ▶ **大月都留広域事務組合** 主として都留市と大月市のゴミ、し尿の処理を所管していますが、ゴミ処理施設建設に伴って建設された諸施設も管理しています。議会は両市から各5名、計10名で構成されています。

※ 注2

委員会は、通常の3つの常任委員会と議会運営委員会のほか、特定の議案の審査や事件の調査のために、本会議の議決で設置される特別委員会があります。都留市議会に設けられた6つの特別委員会は以下のとおりです。

- ▶ **交通問題特別委員会** バイパス建設が一段落したことを受けて国道の渋滞問題などに対応しています。
- ▶ **桂川流水利用特別委員会** 東京電力による桂川流水の独占問題などを課題としています。
- ▶ **リニア建設特別委員会** リニア建設にかかわる諸問題に取り組んでいます。
- ▶ **市立病院産婦人科問題特別委員会** 市立病院の分娩再開をめざしています。
- ▶ **中高一貫校誘致特別委員会** 桂高校と谷村工業高校の再編に伴う、中高一貫校誘致、校舎の耐震化などを課題としています。
- ▶ **議会改革特別委員会** この議会基本条例制定が中心的課題です。

(会派)

第4条 議員は、会派を結成することができる。

2 会派は、政策を中心とした同一理念を共有する議員で構成し、活動する。

3 議長は、必要と認めるときは会派の代表者による会議(この条において「代表者会議」という。)を開催する。

4 代表者会議は、3名以上の議員で構成する会派の代表が出席資格を有する。ただし、3名に満たない会派であっても、その代表者は、当該代表者会議にオブザーバーとして出席することができる。

【趣旨】 第4条は議員活動を展開する上で必要な会派についての規定です。

【説明】

第1項は、会派を結成することができるという規定です。

第2項は、会派とは何かの説明です。

第3項は、会派代表者会議の規定です。

第4項は、少数会派の代表者会議への出席についての規定です。

第3章 市民と議会の関係

(市民参加及び市民との連携)

第5条 議会は、市民に対し、その有する情報を積極的に提供し、情報の共有を推進するとともに、情報についての説明責任を果たすものとする。

2 議会は、市民に対し、議会で行われた議案に対する審議の経過、結果その他議案審議の内容について報告する議会報告会を年1回以上、地区自治会連合会単位で開くこととする。

3 議会は、請願及び陳情を市民の政策提言と位置づけ、委員会審査にあたってはこれら市民の説明の機会を設けることができるものとする。

4 議会は、市民の請願する権利を保障するため、次期定例会の開会予定日及び請願・陳情の締切予定日を議会だよりに掲載することとする。

5 議会は、市民参加を推進するために、必要に応じて議員と市民が自由に意見交換を行う場を設置するものとする。

【趣旨】 第3章は主権者としての市民と議会の関係です。本条は第2条の市民参画を促すための規定を具体化しています。

【説明】

第1項は、市民に対する情報の提供と説明責任を明らかにしています。

第2項は、地区説明会についての規定で、議会の公開から一步踏み出し、年に1回以上、地区自治会連合会単位で議会報告会を開くと規定しました。

第3項は、請願と陳情についての規定です。請願者の説明の機会を設けることにしました。

第4項は、市民が請願や陳情をしやすいように、次期議会の開会予定日を議会だよりで知らせることとしました。ただし、これは変更することもありますので、ご注意ください。

第5項は、議会と市民の意見交換の場についての規定です。具体化についてのご意見をお寄せ下さい。

第4章 市長などと議会の関係

(市長などとの関係)

第6条 議会は、市長その他の執行機関(以下「市長など」という。)との立場及び権能の違いを踏まえ、緊張ある関係を構築し、事務執行の監視及び評価を行う。

2 議会は、前項の目的を達成するため、市長などから計画、政策、施策、事業など(以下「政策など」という。)の提案があった場合は、政策などの決定過程について次に掲げる説明を要請できるものとする。

(1) 政策などの発生原因

(2) 検討した他の政策などの内容

- (3) 他の自治体の類似する政策などとの比較検討
- (4) 総合計画など関係する計画における根拠又は位置づけ
- (5) 関係する法令及び条例など
- (6) 政策などの実施に関わる財政措置
- (7) 将来にわたる政策などのコスト計算
- (8) 政策などの実施によって見込まれる成果及び政策などの実施対象への影響(環境及びリスクアセスメントなど)

3 議会は、前項の政策などの提案を審議するに当たっては、それらの政策などの水準を高める観点から、立案・執行における論点、争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。

4 議員は、会期中、閉会中にかかわらず、議長を経由して市長などに対し文書により質問を行うことができる。この場合において、議長は、議会の審議や議員活動の妨げとならない適切な期間を定めて市長などに文書による回答を求めるものとする。

【趣旨】 第4章は、市長などと議会の関係について規定しています。第6条は、市長などと緊張関係を保つ決意とともに、市長などの政策提案に際しての対応を記しています。

【説明】

第1項は、行政との基本的な関係です。緊張ある関係を構築すると規定しています。

第2項は、その保障となる具体的な方策を8項目にわたって記しています。

第3項は、提案された政策などの水準を上げるための審査についての努力規定です。

第4項は、第3項を補完するために、休会中でも市長に文書で質問する権利を保障するものです。

(監視及び評価)

第7条 議会は、市長などの事務の執行が適正かつ公平、効率的に行われているかを監視し、必要と認めるときは適切な措置を講じるよう求めるものとする。

2 議会は、市長などの事務の執行の効果及び成果について評価し、必要と認めるときは適切な措置を講じるよう求めるものとする。

【趣旨】 本条は議会の監視機能についての規定です。

【説明】

第1項は、事務の執行について監視する規定です。

第2項は、事務の執行後の成果について評価する規定です。

それぞれ、議会の判断が必要であれば適切な措置を講じるよう求めると規定しています。

第5章 議会権能の強化

(議決事件の拡大)

第8条 議会は、市政における重要な計画などの決定に参画するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項の規定により、議会の議決すべき事件を次のように定める。

- (1) 都留市長期総合計画基本構想を策定し、又は変更すること。
- (2) 都留市都市計画マスタープランを策定し、又は変更すること。
- (3) 市が、予算の伴う他団体との協定を締結し、又は変更すること。

【趣旨】第5章は、議会の権限及び機能の強化について規定しています。本条の議決事件の拡大というのは、議会の権限拡大を明確にするもので、具体的に議決できる事件を記しています。

【説明】

自治法の改正で、条例で定めることにより議決事件の拡大が可能となりました。都留市議会では、自治法の改正(平成23年法律第35号)で第2条第4項(その地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、議会の議決を経る。)が削除されましたが、市の将来にわたる計画に議会が責任を負うべき課題と位置づけ、(1)都留市長期総合計画基本構想を議決事項に加えるとともに、都市計画の基本的な方針である(2)都留市都市計画マスタープラン、(3)他団体との協定のうち、市が主体となり直接予算の伴う協定についても議決事項に加えました。

(議会機能の強化)

第9条 議会は、市長などの事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言に関する議会の機能を強化し、健全で効率的な市政運営に資するものとする。

2 議会は、市の政策水準の向上を図るため、条例の提案、議案の修正、決議などを通じて市長などに対し、政策立案及び政策提言を行うものとする。

3 議会は、市政に関する議員の一般質問などにおける政策提案又は政策提言について必要があると認めるときは、その政策立案に向けた調査を学識経験を有する者などに委託し、又は研究などを行うための政策研究会を設け、その具現化に努めるものとする。

4 政策研究会の組織及び運営に関しては、議長が別に定める。

5 議会における事業継続計画(BCP)を作成するものとする。

【趣旨】本条は議会機能の強化を政策提言につなぎ、市政発展を促すための規定です。

【説明】

第1項は、事務執行の監視と政策提言を通じて市政運営に資する決意と立場を明確にしています。

第2項は、議会として条例の審査を通じて政策立案や提言を行うとしています。

第3・4項は、議員の質問を重要な政策提言と位置づけ、必要に応じて具現化に努めるための規定です。

第5項は、災害などを想定し、必要な議会機能を維持するための計画づくりの規定です。

(議論の拡充)

第10条 議会の一般質問は、次に掲げる方式から選択できることとする。

(1) 主質問は一括質問一括答弁とし、再質問以降は一問一答とする方式

(2) すべて一問一答とする方式

2 委員会などの会議における質疑は一問一答方式で行う。

3 議長から議会の会議への出席を要請された市長などは、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問の趣旨について説明を求めることができるものとする。

【趣旨】 本条は、議員が最も力を入れる一般質問についての規定です。

【説明】 一般質問は行政全般にわたって議員が行政当局に質す、本会議における質問です。その質問形式はいろいろな経過を経て、一括質問・一括答弁という形から、今回の規定のように一問一答の形を選択できる規定になりました。どういう形であれ、あくまでも聞いている市民に分かりやすいかが大切です。第3項は市長などの、議員の質問内容を質す権利を認めるものです。

(議会事務局の体制整備)

第11条 議長は、議員の政策立案及び政策提言を補助する組織として、議会事務局の調査及び法務機能の充実強化を図るよう努める。

2 議長は、前項の使命を果たすため、議会事務局の職員人事に関し、その任免権を行使するものとする。この場合において、市長などは議会事務局の職員人事に関し、あらかじめ議長と協議しなければならない。

【趣旨】 本条は、議会事務局についての規定です。議会の職員は議会の庶務とともに議会・議員活動を補助しており、議会事務局の機能の強化は実質的には二元代表制の一方の議会の能力の強化につながります。

【説明】

第1項は、その必要性を規定したものです。

第2項は、そのために議会事務局の人事について、市長などが議長と協議することを義務付けたものです。

(議員定数)

- 第 12 条 議員定数は、都留市議会議員定数条例(平成 14 年都留市条例第 17 号。以下この条において議員定数条例という。)に定めるところによる。
- 2 議員定数条例の改正に当たっては、常に市政の現状や将来展望を十分考慮するものとする。
 - 3 議員定数条例の改正議案の提出は、市民の直接請求による場合を除き、改正理由を付して委員会又は議員から提出するものとする。

【趣旨】 本条は、議員定数の改定についての規定です。

【説明】 議員定数は、都留市議会のように人口 5 万人以下の市にあっては、かつては地方自治法で定数 30 とし条例で減ずることができるとされていました。その後、上限を 26 とし条例で決めるとされました。これが平成 23 年 8 月 1 日施行の地方自治法改正で上限が撤廃されました。都留市は昭和 46 年に選挙区を全市一区にするとともに定数を 22 に減じ、平成 19 年から定数を 18 としました。

第 1 項は、議員定数は条例に基づくことを明記しています。

第 2 項では、議会が改正を発議する場合の参酌すべき課題を規定しています。

第 3 項は、その手続き規定です。

(議員報酬)

- 第 13 条 議員報酬は、都留市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和 31 年都留市条例第 17 号。以下この条において議員報酬条例という。)に定めるところによる。
- 2 議員報酬条例の改正に当たっては、常に市政の現状や将来展望を十分考慮するものとする。
 - 3 議員報酬条例の改正議案の提出は、市民の直接請求による場合を除き、改正理由を付して委員会又は議員から提出するものとする。

【趣旨】 本条は議員報酬についての規定です。

【説明】 議員報酬についてはもともと法的な規定はありません。都留市では、平成 5 年に現在の額が決められました。本条は議員定数と同様に議員が改正を発議する場合の参酌規定と手続きが述べられています。

(議員研修の充実)

- 第 14 条 議会は、議員の政策形成及び立案能力などの向上を図るため、議員研修の充実強化を図り、法令及びこの条例の理念を議員に周知させるよう努めるものとする。
- 2 議会は、各分野の専門家その他の有識者などによる研修会を積極的に開催するも

のとする。

- 3 議会は、議員研修の結果として得られた知見について、研修に参加した議員に報告を求め、これを広く議会運営並びに他の議員及び市民に還元する。

【趣旨】 議員の能力向上のための研修についての規定です。

【説明】

第1項は、議員研修によって法令とともにこの条例の周知を議会に義務づけています。

第2項は、各分野の専門家の活用を規定しています。

第3項は、研修結果を他の議員や市民に広く還元することを規定しています。

(政務活動費)

- 第15条 議会は、市政の調査研究に資するため、必要な経費の一部として交付される政務活動費を活用しようとするときは、別に条例で定める。

【趣旨】 政務活動費は地方自治法で議員活動のために必要な費用として支給できることとされていますが、都留市では支給していません。

【説明】 これを支給しようとする場合に備えた規定です。

第6章 広報・調査活動の充実

(議会広報の充実)

- 第16条 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な手段を活用することにより、市民が議会及び市政に関心を持つよう広報活動に努めるものとする。

- 2 議会が発行する議会だよりには、次に掲げる内容を記載する。

- (1) 一般質問及び答弁の概要
- (2) 本会議の議案審議及び討論の概要
- (3) 議案に対する賛否及び議決結果
- (4) 委員会審査の経過の概要及び結果
- (5) 請願審議の結果及び可決された意見書
- (6) 特別委員会の活動の概要
- (7) 行政視察の目的及び成果
- (8) 本会議、委員会、全員協議会及び議員研修の出欠席の状況
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市民に広く情報の提供をすべきと認められるもの

- 3 前項第8号の出席状況は、3箇月毎の集計を記載するものとする。ただし、1月から3月の状況については、3月定例会の内容を記載する号において、当該年度1年間の状況に含めて記載する。

- 4 議会は、本会議、委員会、全員協議会などの中継のほか、通信放送媒体などを活

用し、議会活動の広報に努める。

5 議会は、ホームページの充実を図るものとする。

【趣旨】 第6章は、議会の広報と調査活動の規定ですが、第16条は議会の広報活動の中心を担う議会だよりについての規定です。同時に情報伝達手段の多様化を見すえ、その活用についても規定しています。

【説明】

第1項で趣旨を述べ、第2項で議会だよりに掲載する事項を9項目にわたって規定しています。

第3項は、その補足説明です。

第4項は、基本的に全ての会議の公開についての規定です。

第5項は、議会のホームページについての規定です

(議会図書室の充実)

第17条 議会は、議員の調査研究に資するため議会図書室を適正に管理・運営するとともに、その図書、資料などの充実を努めるものとする。

2 議会図書室は、市民がこれを利用できるものとし、その管理については議長が別に定める。

【趣旨】 本条は、地方自治法で議会に設置が義務づけられている議会図書室についての規定です。

【説明】

第1項は、議会図書室の管理・運営規定です。

第2項は、市議会の保有する図書などを市民が利活用するために施設を開放することを規定したものです。

(調査機関の設置)

第18条 議会は、市政の課題に関する調査が必要と認めるときは、議決により学識経験を有する者などで構成する調査機関を設置することができる。

2 前項の調査機関に関し必要な事項は、議長が別に定める。

【趣旨】 本条は、市政の課題に関して専門的知見が必要な場合に学識経験者などで構成する調査機関の設置を規定したものです。

【説明】 第1項で設置を規定し、第2項でその具体化について、議長に委託しています。

(予算の確保)

第 19 条 議会は、議事機関としての機能を確保するために必要な予算の確保に努めるものとする。

【趣旨】 本条は二元代表制の機能を確保するための費用についての規定です。

【説明】 情報の収集や調査には、一定の費用を要することから、議会としてその予算の確保に努めることを規定したものです。

第 7 章 会議の運営

(自由討議の保障)

第 20 条 議会は、議案などの審議、審査又は調査においては、議員相互の自由な討議により議論を尽くして合意形成を図るよう努めるものとする。

2 議長及び委員長は、議員相互の自由な討議が積極的に行われるよう会議を運営しなければならない。

【趣旨】 第 7 章は会議の運営についての規定ですが、第 20 条では自由討議について規定し、議論の活発化を促しています。

【説明】

第 1 項では、自由討議を保障して合意形成をめざす立場を規定しています。

第 2 項では、議長、委員長にそのための会議運営を求めています。

(委員会の活動)

第 21 条 議会は、委員会の審査にあたって市長などに対して資料などを積極的に開示するよう求め、市民に分かりやすい議論を行うよう努めなければならない。

【趣旨】 本条は委員会審査の基本を規定しています。

【説明】 委員会についての規定は委員会条例に定めていることから、本条では簡潔に基本だけを規定しています。

第 8 章 政治倫理

(政治倫理)

第 22 条 議員は、市民の負託にこたえるため、高い政治倫理観が求められていることを自覚し、品位を保持し識見を養うよう努めなければならない。

2 議員の政治倫理に関することは、都留市議会議員政治倫理条例(平成 26 年都留市条例第 25 号)に定めるところによる。

【趣旨】 本条は議員の政治倫理についての規定です。

【説明】

第 1 項は、高い倫理感と品位の保持、識見についての努力を求める規定です。
第 2 項では、政治倫理基準などの具体的内容については、都留市議会議員政治倫理条例によることとしています。

第 9 章 最高規範と見直し手続き

(最高規範)

- 第 23 条 この条例は、議会の最高規範であり、自治法等に基づく議会に関する他の条例、規則を除く、他の法規を解釈又は制定し、若しくは改廃する場合は、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。
- 2 議会及び議員は、この条例及び議会に関する他の条例、規則その他の法規を遵守して議会を運営し、市民の負託にこたえなければならない。
- 3 議会は、議員にこの条例の趣旨を周知させるため、一般選挙を経た任期開始後、速やかにこの条例の研修を行わなければならない。

【趣旨】 第 9 章は、この条例を議会の最高規範と位置づけるとともに、その見直しについて規定しています。第 23 条では、本条例を最高規範と位置付けたうえで、他の条例等との関係及び活用について規定しています。

【説明】

第 1 項では、本条例と他の条例、規則との関係、最高規範のあり方を示しています。

第 2 項では、議会、議員がこの条例を初めとした議会に関する条例に基づいて議会運営を正確に進めることで市民の負託にこたえることを求めています。

第 3 項では、選挙後、最初にこの条例の研修を義務づけています。

(見直し手続)

- 第 24 条 議会は、この条例の施行後、常に市民の意思や社会情勢の変化などを勘案し、必要と認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づき所要の措置を講じるものとする。

【趣旨】 本条は、この条例の見直しについて規定しています。

【説明】 見直しについて参酌すべき課題を示しています。

-- MEMO --

都 留 市 議 会